

岩手県告示第472号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年5月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年4月27日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社タイカン住宅
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第35地割198番地1
 - ウ 代表者の氏名 遠藤長義
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第5381号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年4月16日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年4月27日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 菊地塗装店
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字江刈内第6地割8番地21
 - ウ 代表者の氏名 菊地由門
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第6809号
- (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年4月15日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。